



日本ローザンヌ委員会 Japan Lausanne Committee

101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-1 OCCビル 614

JapanLausanne@gmail.com www.lausanne-japan.org

日本ローザンヌ委員会会則

(名 称)

第1条 この団体は、日本ローザンヌ委員会（以下「本委員会」と称する）と表示する。

(主たる事務所)

第2条 本委員会は、主たる事務所を東京都千代田区神田駿河台 2-1 OCCビルに置く。

(目的)

第3条 本委員会は、福音派クリスチアンの世界宣教ネットワークである「ローザンヌ運動」を通して宣教協力を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本委員会は、前条の目的を達するために、日本、アジア、世界のローザンヌ運動と連携して活動する。ローザンヌ運動が広がっていくことを願い、この運動の日本の窓口としての役割を果たすものとする。本委員会の活動の一環として出版部を置き、出版活動を行う。

(会員・会費)

第5条 本委員会は、「ローザンヌ誓約」及び、本委員会の目的に賛同する個人で、本委員会の賛助会費を支払った賛助会員（以下会員という）によって構成される。

(会員総会)

第6条 本委員会の総会は会員で構成する。

(員数)

第7条 本委員会に、委員と監事を置く。

(構成)

第 8 条 本委員会に委員会を置き、すべての委員をもって構成する。

(事業年度)

第 9 条 本委員会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 本委員会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに委員長が作成し、直近の会員総会において承認を得るものとする。

(事業報告及び決算)

第 11 条 本委員会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、委員長が必要書類を作成し、監事の監査を受け、委員会の承認を経て、定時会員総会に報告し、承認を経なければならない。

(規約の変更)

第 12 条 この規約は、本委員会の議決権を有する会員の 3 分の 2 以上が出席する会員総会において、出席会員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(細則)

第 13 条 この規約には、細則を設ける。

附則

この会則は、2010 年 12 月 6 日をもって施行するものとする。

改訂：2011 年 6 月 6 日（日本ローザンヌ委員会総会）

改訂：2015 年 8 月 24 日（日本ローザンヌ委員会総会）

2023年5月22日からの委員会組織

委員長	倉沢正則
主事	立石充子
会計	柳沢美登里
神学	西岡義行
広報	根田祥一
ビジネスアズミッション	青木勝
ウェブ	鎌野直人
KGK	池淵亮介
委員	正木牧人
委員	鈴木ポール
委員	篠原基章
委員	品川謙一
委員	高見澤栄子
委員	バックホルツ美穂
アドバイザー	金本悟
アドバイザー	オーマイケル
監事	渋谷浩二